

本別町下水道事業経営戦略

公共下水道事業 個別排水処理施設整備事業

平成 29 年 3 月

本別町建設水道課

目 次

公共下水道事業

1. 事業概要	1
下水道使用料金表	2
経営比較分析表	3
参考資料 1 ~ 2	5
2. 経営の基本方針	7
3. 投資・財政計画	7
収支計画	8
4. 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項	11

個別排水処理施設整備事業

1. 事業概要	12
個別排水処理施設使用料金表	13
経営比較分析表	14
2. 経営の基本方針	16
3. 投資・財政計画	16
収支計画	17
4. 経営戦略の事後検証・更新等に関する事項	20

本別町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 本別町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年月日	平成3年3月28日(26年経過)	処理区域内人口密度	17.9 人/ha
法適(全部・一部適用) ・非適の区分	非適用	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1区		
処理場数	1箇所(下水道管理センター)		
広域・共同・最適化 実施状況※1	平成23年3月に下水道計画区域を見直し、区域面積を184haの削減を行い、集合処理区域以外については合併浄化槽の整備を進めております。		

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは複数の自治体で共同して使用する施設の建設、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること

② 使用料

一般用1 使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 8㎡ : 1,282円 超過使用料 1㎡当り: 162円		
一般用2 使用料体系の 概要・考え方※2	基本使用料 8㎡ : 854円 超過使用料 1㎡当り: 162円		
浴場用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 100㎡ : 3,499円 超過使用料 1㎡当り: 32円		
条例上の使用料(20㎡当り) ※3	25年度 3,143円	実質的な使用料 ※4 (20㎡あたり) 過去3年度分を記載	25年度 3,283円
	26年度 3,143円		26年度 3,374円
	27年度 3,226円		27年度 3,377円

※2「一般用2」は福祉政策により高齢低所得世帯等について基本料の1/3減額

※3 条例上の使用料とは、一般家庭用1における20㎡あたりの使用料。

※4 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみではない)をいいます。

③ 組織

職員数	建設水道課は現在27人で水道事業・簡易水道事業・下水道事業を9人で担当しております。その内、公共下水道事業で職員給与措置を行っているのが年齢は50代が1人、40代が1人、30代が1人であります。
事業運営組織	建設水道課は平成17年度に建設課と水道課が合併、更に平成19年度スタッフ制導入により一つの事業を専門に行うのではなく、それぞれの業務を兼務することにより職員数の減に努めております。

(2) 民間活力の活用等

民間活力の状況	ア.民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持整備委託(水質検査・電気設備管理含む)、脱水ケーキ運搬、脱水汚泥運搬処理、消防施設保守点検業務等は民間委託を行っております。また、使用メーター検針委託等水道事業、簡易水道事業と関わりのあるものについては民間業者に一括発注委託しております。
	イ.指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、水道事業・簡易水道と協力しさらに包括的民間委託を模索していく予定であります。指定管理者制度については未検討です。
	ウ.PPP・PFI	現在の民間委託を継続します。また、民間活用は、現在の事業内容から、一般会計からの繰入に頼っている状態では民間資本参入は困難と考えております。
資産活用の状況	ア.エネルギー利用 ※4 (下水熱・下水汚泥・発電等)	バイオガス利用を検討しましたが、人口減少に伴い単独でガスを発生させる汚泥量の確保が困難なことで、費用対効果が図れないと判断しました。
	イ.土地・施設等利用 ※5 (未利用土地・施設の活用等)	未利用土地・施設の活用に必要な投資に見合う、収益が確保できるか不明であり、現在、企業債元利償還が多額のため未検討であります。

※4「エネルギー利用」とは下水道汚泥・下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含みます)を用いた収入増につながる取組み。

※5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組み。

下水道使用料金表

用途	基本水量	基本料金	超過料金 1m3 当り
一般用	8 m3	1,282円	162円
一般用 2	8 m3	854円	162円
浴場用	100 m3	3,499円	32円

備考 「一般用 2」の対象世帯は水道事業に準じ、福祉政策により次の世帯とする。

- 1 生活保護法 (昭和25年法律第144号)による保護世帯
- 2 町民税均等割以下の次の世帯 (同一世帯内に町民税所得割以上の納税義務者がいる世帯は除く。)
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)による母子世帯等
 - (2) 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級及び2級に該当する者がいる世帯
 - (3) 65歳以上の独居老人及び世帯主が70歳以上の夫婦世帯

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析:別 紙

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に策定しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。この経営及び施設状況を表す経営指標を活用し、本町と他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確に把握する事が可能となりました。

経営比較分析表

北海道 本別町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	66.77	81.56	3,226

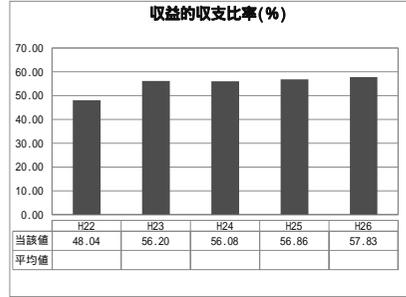
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,733	391.91	19.73
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域人口密度(人/km ²)
5,128	2.80	1,831.43

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



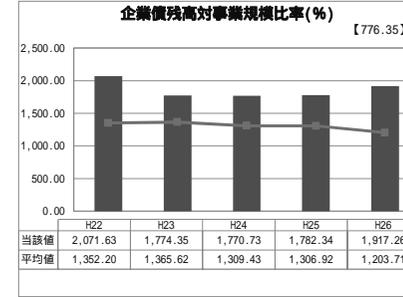
「単年度の収支」



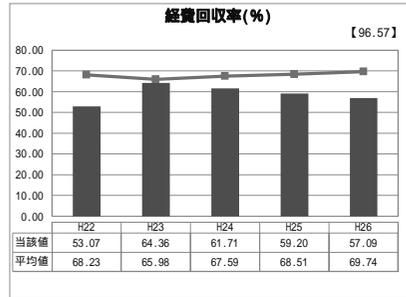
「累積欠損」



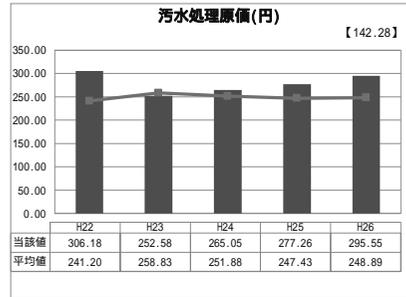
「支払能力」



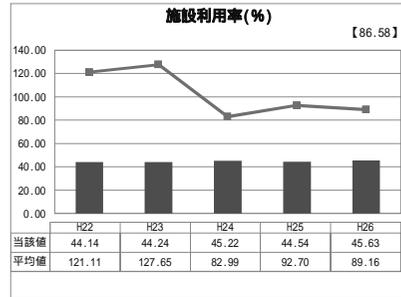
「債務残高」



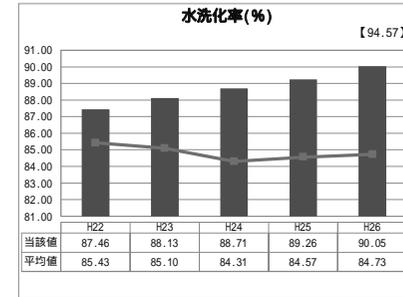
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

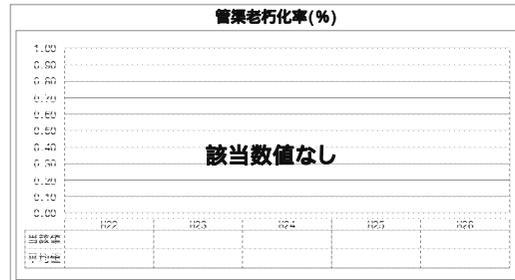


「使用料対象の捕捉」

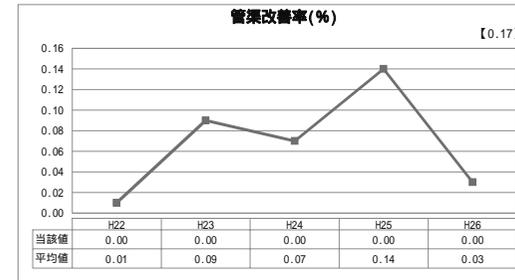
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率においては、若干ではあるが年々上昇傾向である。しかし、企業債残高は類似団体に比べ高く推移している。これは、下水道事業は先行投資型であり、投資の回収には時間がかかり、人口の減少がそれに更に拍車をかけているものと推察される。

また、汚水処理原価も高く、施設利用率も横ばいの状況であり、今後大幅な利用増は見込めない状況であるので、規模に見合った投資、維持管理費の削減、未接続者の解消による普及率向上に努めたい。

2. 老朽化の状況について

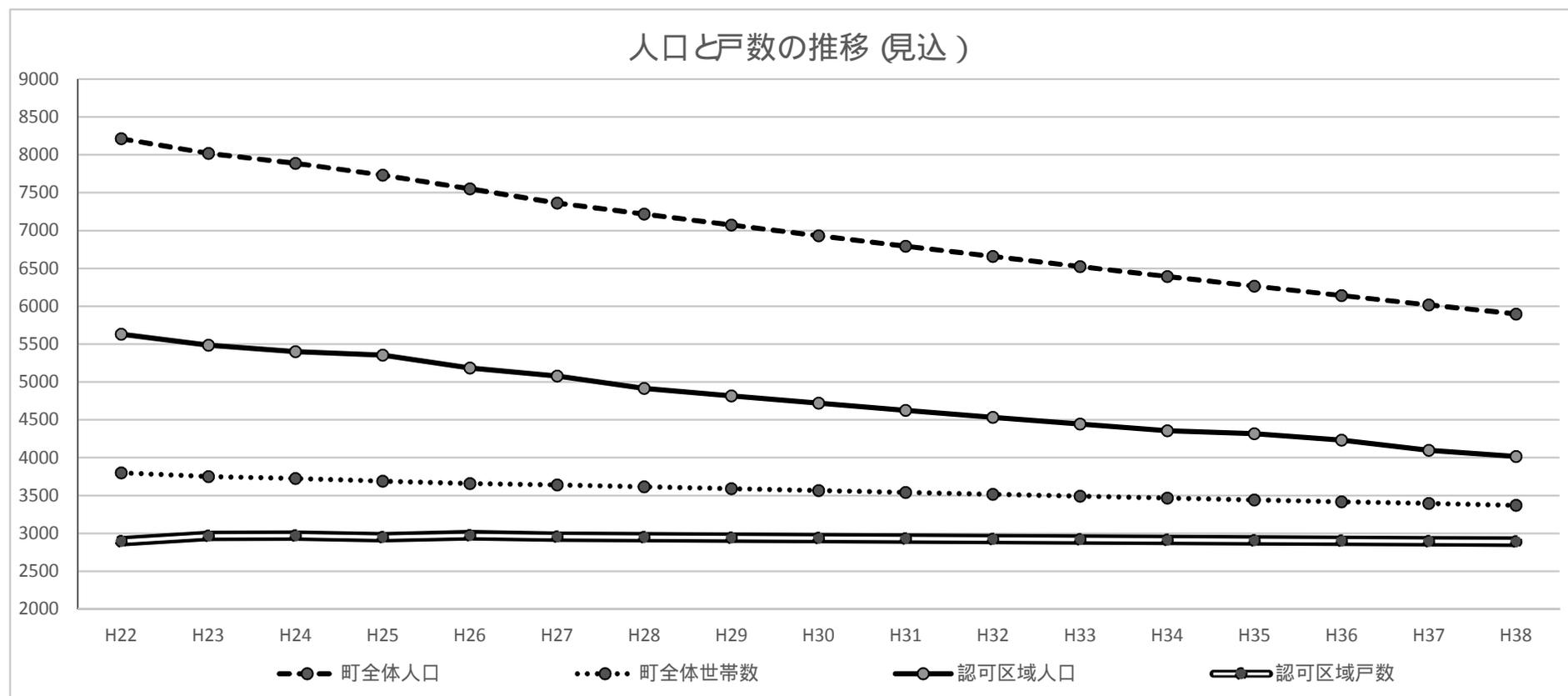
現在、機器は計画的に更新整備を行っている。汚水管渠については初期に整備した分の耐用年数が30年を超えの時期で更新整備にはまだ期間がある状況であるが、今後も経営規模と将来の人口に見合った計画的な更新工事、延命修繕が必要と考える。

全体総括

急激な人口減少、高齢化による有収率の低下に対し、規模に見合った運営と効率化、適正な将来計画、維持管理費削減を目指していきたい。

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33	H 34	H 35	H 36	H 37	H 38
町全体人口	8,212	8,018	7,888	7,733	7,552	7,364	7,217	7,073	6,932	6,793	6,657	6,524	6,394	6,266	6,141	6,018	5,898
		-2.36%	-1.62%	-1.97%	-2.34%	-2.49%	-2.00%	-2.00%	-1.99%	-2.01%	-2.00%	-2.00%	-1.99%	-2.00%	-1.99%	-2.00%	-1.99%
町全体世帯数	3,800	3,749	3,724	3,688	3,657	3,640	3,615	3,590	3,565	3,540	3,515	3,490	3,466	3,442	3,418	3,394	3,370
		-1.34%	-0.67%	-0.97%	-0.84%	-0.46%	-0.69%	-0.69%	-0.70%	-0.70%	-0.71%	-0.71%	-0.69%	-0.69%	-0.70%	-0.70%	-0.71%
認可区域人口	5,631	5,485	5,400	5,353	5,185	5,080	4,915	4,816	4,720	4,626	4,533	4,443	4,354	4,317	4,230	4,098	4,016
		-2.59%	-1.55%	-0.87%	-3.14%	-2.03%	-3.25%	-2.01%	-1.99%	-1.99%	-2.01%	-1.99%	-2.00%	-0.85%	-2.02%	-3.12%	-2.00%
認可区域戸数	2,897	2,968	2,969	2,950	2,975	2,955	2,949	2,943	2,937	2,931	2,926	2,920	2,914	2,908	2,902	2,896	2,891
		2.45%	0.03%	-0.64%	0.85%	-0.67%	-0.20%	-0.20%	-0.20%	-0.20%	-0.17%	-0.21%	-0.21%	-0.21%	-0.21%	-0.21%	-0.17%



認可区域内人口は国立社会保障・人口問題研究所の将来予測を参考にしながら予測し、過去5年間の認可区域内人口・住民基本台帳人口共に平均およそ2%の減少であることから、今後も同様に認可区域内人口は公共下水道事業計画変更と合わせ行政人口の0.681を基に算出し2%の減少と見込んでおります。認可区域内戸数については若干、新規接続などで減少が少なく区域内人口に比べ官庁・企業・商店街・個人宅の減少が少ないため過去のデータより2%減少すると考え計画しております。

有収水量・使用料見込

資料2

年度	年間件数			年間有収水量			年間使用料決算（税込み）			使用料単価	税抜き決算
		増減	前年比		増減	前年比		増減	前年比		
H22	27,690			442,922			71,987,299			162.53	66,654,906
H23	27,858	358	0.61%	436,723	-6,199	-1.40%	70,965,894	-1,021,405	-1.42%	162.50	65,709,161
H24	28,015	157	0.56%	431,409	-5,314	-1.22%	70,579,891	-386,003	-0.54%	163.60	65,351,751
H25	27,940	-75	-0.27%	422,957	-8,452	-1.96%	70,758,834	178,943	0.25%	167.30	65,517,439
H26	27,883	-57	-0.20%	411,132	-11,825	-2.80%	69,394,251	-1,364,583	-1.93%	168.79	64,253,936
H27	27,736	-147	-0.53%	408,375	-2,757	-0.67%	68,908,594	-485,657	-0.70%	168.74	63,804,254
H28	27,705	-31	-0.11%	401,849	-6,526	-1.60%	67,795,849	-1,052,956	-1.61%	168.71	62,773,934
H29	27,674	-31	-0.11%	395,432	-6,417	-1.60%	66,722,895	-1,072,954	-1.58%	168.73	61,780,458
H30	27,642	-32	-0.12%	389,124	-6,308	-1.60%	65,667,753	-1,055,142	-1.58%	168.76	60,803,475
H31	27,611	-31	-0.11%	382,921	-6,203	-1.59%	64,630,105	-1,037,648	-1.58%	168.78	59,842,690
H32	27,580	-31	-0.11%	376,823	-6,098	-1.59%	66,790,074	2,159,969	3.34%	177.25	61,842,661
H33	27,549	-31	-0.11%	370,826	-5,997	-1.59%	65,777,389	-1,012,685	-1.52%	177.38	60,904,990
H34	27,518	-31	-0.11%	364,930	-5,896	-1.59%	64,740,353	-1,037,036	-1.58%	177.40	59,944,771
H35	27,487	-31	-0.11%	359,132	-5,798	-1.59%	63,720,422	-1,019,931	-1.58%	177.43	59,000,391
H36	27,456	-31	-0.11%	353,431	-5,701	-1.59%	65,853,169	2,132,747	3.35%	186.33	60,975,156
H37	27,425	-31	-0.11%	347,825	-5,606	-1.59%	64,707,092	-1,146,077	-1.74%	186.03	59,913,974

下水道使用は人口と直ちに連動するとは限らず、若干であります。新規接続により水洗化率は伸びており、家族構成・接続状況等により有収水量は変わります。過去のデータから人口は2.0%ずつ減り、有収水量も1.59%減少すると見込んでおります。

使用料については、有収水量と同じく家事用については1.59%程度の減少が見込まれ、浴場用は変化しないと想定しております。

近年、消費税の改正もあり料金改定との二重の負担を受益者にかけるのを避けておりましたが、4年に一度の料金体系の見直しを平成32年度と36年度に5%ずつの使用料を上昇するよう見込みましたが、その時期の人口状況・有収水量、そして、近隣団体の使用料改定等を考慮し改定率等は別の判断も必要かと思われま。

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

これまでの先行して建設投資を行い、それに伴う公債費(元利償還費)が重く経営負担となり、更に維持管理費において年々増加傾向で厳しい運営を強いられております。限られた財政の中、適正な事業計画に基づいた運営を行ってまいります。

○効率化の事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取組むと共に民間委託の活用により業務効率化を検討してまいります。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のためには、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化が不可欠です。現在の徴収率(99.5%)を維持すると共に、適正な使用料の設定に努めてまいります。また、国や企業債の活用を的確に図ってまいります。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗便所等改造資金斡旋制度を活用し下水道未接続者への周知に努めてまいります。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(法非適用企業)

収支計画 ()

(公共下水道)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	(決算見込)										
収支再差引			564	500										
積立金		(K)												
前年度からの繰越金		(L)	4,094	3,530	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030
前年度繰上充用金		(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	3,530	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)	3,530	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030
実質収支		(P)												
(N)-(O)		(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$		34	33	32	31	30	29	28	28	27	26	26	26
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額		(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	69,379	68,975	67,809	66,737	65,682	64,644	66,804	65,791	64,754	63,734	65,867	64,721
地方財政法による資金不足の比率	$(R)/(S) \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$(T)/(V) \times 100$													
他会計借入金残高		(W)												
地方債残高		(X)	2,912,101	2,861,828	2,758,205	2,639,401	2,545,076	2,444,277	2,332,630	2,225,144	2,105,261	1,970,044	1,842,943	1,724,497

他会計繰入金

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
			(決算)	(決算見込)										
収益的収支分			46,797	44,487	43,678	39,161	33,523	30,340	24,404	21,668	19,581	17,576	12,613	11,489
うち基準内繰入金			46,795	44,486	43,677	39,160	33,522	30,339	24,403	21,667	19,580	17,575	12,612	11,488
うち基準外繰入金			2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資本的収支分			178,551	186,500	199,857	194,204	193,025	194,299	194,647	184,986	183,783	193,217	185,101	176,446
うち基準内繰入金			15,999	16,711	79,887	82,911	85,257	85,910	90,330	85,063	86,191	89,882	86,144	81,899
うち基準外繰入金			162,552	169,789	119,970	111,293	107,768	108,389	104,317	99,923	97,592	103,335	98,957	94,547
合 計			225,348	230,987	243,535	233,365	226,548	224,639	219,051	206,654	203,364	210,793	197,714	187,935

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 投資・財政計画のうち投資についての説明

○投資の目的に関する事項
補助事業に関してはストックマネジメント計画(平成30～34年)に基づき計画しております。
○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
計画期間中、大規模事業は予定はしていません。
○防災・安全対策に関する事項
計画期間中、事業の予定はしていません。

② 投資・財政計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
補助事業に係る国庫補助金及び企業債収入においてはストックマネジメント計画(平成30～34年)及び町の総合計画により計画し、35年度以降は圧縮しております。また、一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収納と資本費平準化債の発行を今後も計画しております。
○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項
人口減少により今後の使用料収入増は困難であります。水洗化の促進を図り最小限度の減額とし、消費税増額とは別に4年に一度の使用料改定を見込み計画しております。
○企業債に関する事項
ストックマネジメント計画(平成30～34年)及び町の総合計画により計画しておりますが、平成35年度以降の事業を圧縮し建設企業債の減少を図っております。資本費平準化債におきましても、発行可能額以内で計画しております。
○繰入金に関する事項
資本費の人件費、単独事業(起債対象外)、汚水処理に係る元利償還40%については基準外繰入に算定し、後の元利償還に充てる繰入分については基準内で算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
現在の施設管理、汚泥の処理運搬等の民間委託を踏まえ、今後も更なる民間活力の活用を検討してまいります。
○委託料に関する事項
委託料については、業務量の減少と算定経費の増でほぼ28年度と同額で推移すると計画しております。
○修繕費に関する事項
修繕費においては機器の延命を図り小規模修繕で過去5ヵ年の平均で計画しております。
○動力費に関する事項
動力費は気象の変動により不明水の増及び燃料費単価の増により平均の10%増で計画しております。
○職員給与費に関する事項
これ以上の職員削減は困難で、職員数は変えずに、平成28年度の予算ベースで算定、今後は職員年齢の若年化になる見込みで計画しております。
○薬品費に関する事項
業務量の減と算定経費増でほぼ横ばいで計画しております。
○汚泥運搬処理に関する事項
使用人数の減による発生汚泥の減少で計画しております。
○その他
消費税増税の経費については見込んでおりません。

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後、検討予定の取組の概要

① 今後の投資について検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区域の見直し等費用効果について検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画・町の総合計画に基づき、機器更新工事を行うとともに、管渠更新工事においては耐用年数を超えるものは計画期間中の10年以内にはありませんが、国の動向に注視しながら検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況等

使用料の見直しに関する事項	資本費平準化債の発行可能額が減少し、更に、人口減少により使用料増額を見込むのが困難な状態です。今後は4年に一度の料金改定を検討する必要があると考えております。
資産活用による収入増加の取り組み	本事業においては公共下水道事業に関わるもの以外の資産は保有しておらず、企業債の元金償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている状況では、基金への積立は困難であります。
その他の取組	国の補助事業を活用し更新工事を進めると共に、交付税措置の有利な起債発行に努め、財源確保を検討してまいります。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間委託 (包括的民間委託を含む)	今後も民間委託の成果を踏まえ、関連事業(上水道・簡易水道等)と連携し包括的民間委託を検討してまいります。
修繕費	計画的な修繕を行い、定期的な保守点検を行い機器等の延命を図ってまいります。
動力費	機器更新時には人口規模及び省エネルギー化を選択すると共に節電に努めてまいります。
職員給与費	計画期間中、3名の職員給与費を計上しておりますが、事業の重要性及び業務内容を検討し職員の増減を検討してまいります。
委託費に関する事項	各委託料の算定の主なものは人件費高騰の状況から経費削減等厳しい状況ではありますが、各関係事業との連携の下、集中管理によるコスト削減を図り必要経費の削減を反映させ、積算しております。
その他の取組	水洗化促進、更なる収納率向上に取り組んでまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年、進捗管理(モニタリング)を行い、5年毎の見直し(ローリング)を行い本経営戦略の事後検証、更新に努めてまいります。
---------------------	---

本別町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 本別町

事 業 名 : 個別排水処理施設整備事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年月日	平成 11 年 9 月 10 日 (17 年経過)	処理区域内人口密度	16.6 人/km ²
法適(全部・一部適用) ・非適の区分	非適用	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	1区		
浄化槽設置基数	258基(平成27年度現在)		
広域・共同・最適化 実施状況※1	本事業は平成11年度から下水道認可区域外を対象に整備しております。		

※1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは複数の自治体で共同して使用する施設の建設、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共有水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含みます。)③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般用1 使用料体系の 概要・考え方	5人槽 :3, 183円 6人槽 :3, 589円	7人槽 :3, 982円 8人槽 :4, 364円	10人槽 :5, 163円 10人槽以上から1人槽増づつ432円増
一般用2 使用料体系の 概要・考え方※2	5人槽 :2, 122円 7人槽 :2, 654円		
条例上の使用料(20㎡当り) ※3	25年度 3, 095円	26年度 3, 095円	27年度 3, 195円

※2「一般用2」は福祉政策により老人低所得世帯等について基本使用料の1/3を減額。

※3 条例上の使用料とは、一般家庭用1における20㎡あたりの使用料。

③ 組織

職 員 数	建設水道課は現在27人で、水道事業・簡易水道事業・下水道事業・個別排水施設事業に当たっている人数は9名。公共有水事業で職員給与措置を行っております。
事業運営組織	建設水道課は平成17年度に建設課と水道課が合併、更に平成19年度スタッフ制導入により一つの事業を専門に行うのではなく、それぞれの業務を兼務することにより職員数の減に努めております。

(2) 民間活力の活用等

民間活力の状況	ア.民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の保守点業務委託・法定検査等民間業者に委託し、また、水道事業と可能な限り共通の経費については一括発注するなどし経費削減に努めております。
	イ.指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、水道事業・簡易水道と協力し更に包括的民間委託を模索していく予定であります。指定管理者制度については未検討です。
	ウ.PPP・PFI	現在の民間委託を継続してまいります。民間活用は、浄化槽設置基数が少なく、現在の業務内容から、一般会計から繰入に頼っている状況では民間資本の参入は困難と考えております。
資産活用の状況	ア.エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ※4	バイオガス利用を検討しましたが、人口減少に伴い単独でガスを発生させる汚泥量の確保が困難なこと、費用対効果が図れないと判断しました。
	イ.土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ※5	浄化槽設置申請者個人の宅地内に賃貸契約に基づき町が浄化槽を設置するため該当しません。

※4「エネルギー利用」とは下水道汚泥・下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含みます)を用いた収入増につながる取組み。

※5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組み。

個別排水処理施設使用料金表

浄化槽の規模	使用料月額	浄化槽の規模	使用料月額
5人槽	3,183円	11人槽以上	10人槽の使用料に1人槽増すごとに432円を加算した額
5人槽(2)	2,122円		
6人槽	3,589円		
7人槽	3,982円		
7人槽(2)	2,654円		
8人槽	4,364円		
10人槽	5,163円		

備考 「各人槽(2)」の対象世帯は水道事業に準じ、福祉政策により次の世帯とする。

- 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護世帯
- 2 町民税均等割以下の次の世帯(同一世帯内に町民税所得割以上の納税義務者がいる世帯は除く。)
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による母子世帯等
 - (2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級及び2級に該当する者がいる世帯
 - (3) 65歳以上の独居老人及び世帯主が70歳以上の夫婦世帯

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度に策定しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。この経営及び施設状況を表す経営指標を活用し、本町と他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確に把握する事が可能となりました。

経営比較分析表

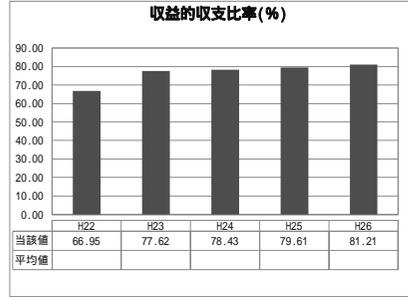
北海道 本別町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	11.12	100.00	3,195

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
7,733	391.91	19.73
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
854	0.50	1,708.00

グラフ凡例
当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



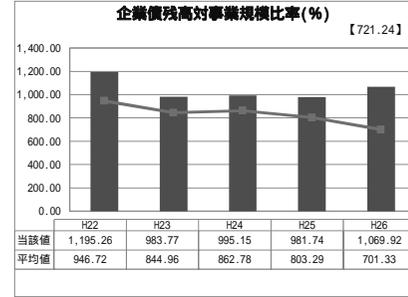
「単年度の収支」



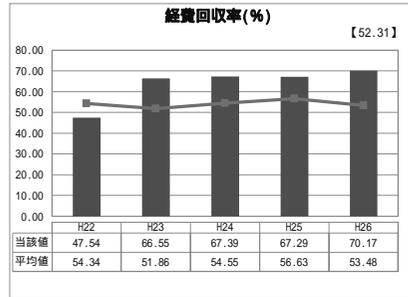
「累積欠損」



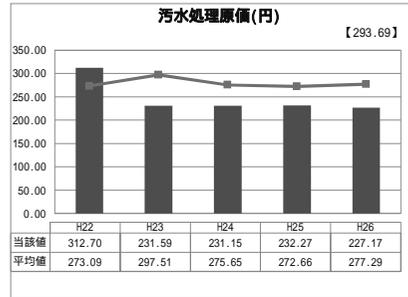
「支払能力」



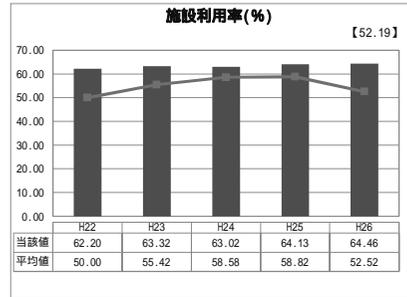
「債務残高」



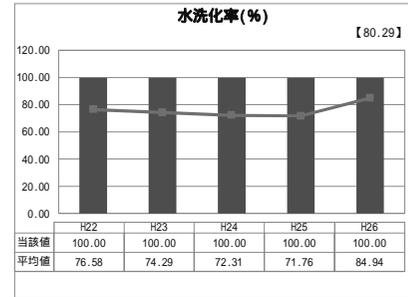
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

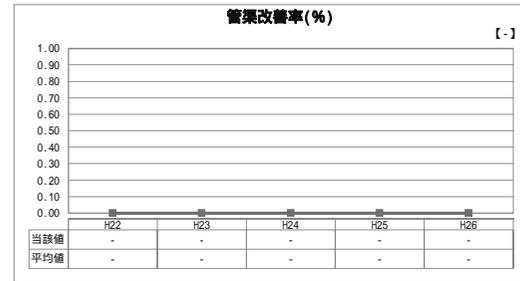
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は平成11年から開始しており、全体の設置基数が少ないため収益的収支比率は低いものの、年々上昇傾向で推移しており、今後も同様に推移していくと考える。
 地方債においては、近年、設置基数は年10基以下のため補助事業とはならず、起債事業のため若干事業規模比率は高めである。
 経費回収率、汚水処理原価、施設利用率等においては今は類似団体に比べ良好であるが、今後も更なる経営努力が必要と考えられる。

2. 老朽化の状況について

設置数の増加に伴い修繕が高む傾向にあるため、今後は維持管理に重点を置いた経営を考えていく。

全体録括
c b v

法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

浄化槽工事が、年10基未満のため単独事業となり公債費(元利償還)の負担や維持管理費においても年々増加傾向で厳しい運営を強いられております。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画に基づいた経営を行ってまいります。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取組むと共に民間委託の活用により業務効率を検討してまいります。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のためには、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化が不可欠です。現在の徴収率(100%)を維持すると共に、適正な使用料の設定に努めてまいります。また、国や企業債の活用を的確に図ってまいります。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗便所等改造資金斡旋制度を活用し下水道未接続者への周知に努めてまいります。

3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(法非適用企業)

収 支 計 画

(個別排水施設整備事業)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
積立金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支黒字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	65.5	63.8	64.3	60.5	58.1	56.1	54.1	52.3	51.2	50.2	49.1	48.1
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	10,740	11,136	11,776	12,093	12,410	12,727	13,020	13,353	13,686	14,019	15,578	15,945
地方財政法による 資金不足の比率 (R)/(S)×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0										
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債残高 (X)	281,398	286,549	290,900	294,254	292,709	290,096	286,410	281,571	276,163	270,176	263,601	256,427

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	5,590	5,391	6,180	4,642	4,405	4,142	3,801	3,556	3,125	2,685	1,009	514
うち基準内繰入金	5,099	5,091	6,180	4,642	4,405	4,142	3,801	4,644	3,125	4,645	1,009	514
うち基準外繰入金	491	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分	15,968	13,553	13,643	15,522	14,304	15,372	16,445	17,598	18,185	18,746	19,334	19,933
うち基準内繰入金	0	0	5,476	6,173	7,021	7,785	8,558	9,392	9,819	10,257	10,703	11,161
うち基準外繰入金	15,968	15,971	8,167	9,349	7,283	7,587	7,887	8,206	8,366	8,489	8,631	8,772
合 計	21,558	18,944	19,823	20,164	18,709	19,514	20,246	21,154	21,310	21,431	20,343	20,447

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 投資・財政計画のうち投資についての説明

○投資の目的に関する事項
近年の状況から年間6基(5人槽3基・7人槽2基・10人槽1基)の浄化槽設置を目標に計画しております。
○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
計画期間中、耐用年数に達する浄化槽はありませんので、計画しておりません。
○防災・安全対策に関する事項
計画期間中、事業の予定はしておりません。

② 投資・財政計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
浄化槽設置費用の財源として企業債収入及び受益者負担金を計画しております。また、一般会計からの繰入を減らすため、確実な使用料収入を計画しております。
○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
浄化槽設置基数の増加により増収する計画をしております。消費税増額とは別に4年に一度の使用料改定を見込み計画しております。
○企業債に関する事項
下水道債の発行を計画しております。
○繰入金に関する事項
営業収入で賄えきれない営業費用及び単独事業、汚水処理に係る元利償還40%については基準外繰入で算定し、後の元利償還に充てる繰入分は基準内で算定しております。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等民間委託、指定管理制度、PPP/PFIなど)
現在の保守点検、法定検査を基に一括発注するなどして今後も更なる民間活力の活用を検討してまいります。
○委託料に関する事項
委託については、業務量と設置基数の増でほぼ2%増で計画しております。
○修繕費に関する事項
修繕費においては設置基数増加により3%増で計画しております。
○その他の経費に関する事項
消費税増税の経費については見込んでおりません。(収入も見込まず)

(3) 投資・財政計画に未反映の取組や今後、検討予定の取組の概要

① 今後の投資について検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理区域の見直し等費用効果について検討してまいります。
投資の平準化に関する事項	耐用年数を超えるものは計画期間中の10年以内にはありませんが、国の動向に注視しながら検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況等

使用料の見直しに関する事項	使用料収入で通常経費が不足状況のため、公共下水道事業と同様に4年に一度の料金改定を検討する必要があると考えております。
その他の取組	交付税措置の有利な起債発行に努め、財源確保を検討してまいります。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等・指定管理制度・PPP/PFIなど)	今後も民間委託の成果を踏まえ、関連事業(上水道・簡易水道等)と連携し包括的民間委託を検討してまいります。
修繕費	浄化槽設置基数増に伴いブローア等の消耗部品交換の修繕が増えるため、財源確保に努めてまいります。
委託料	コンプライアンスを遵守し、法定検査を実施、浄化槽の維持管理に努めてまいります。
その他の取組	公共用水域の水質保全のため、水洗化促進に取り組んでまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年、進捗管理(モニタリング)を行い、5年毎の見直し(ローリング)を行い本経営戦略の事後検証、更新に努めてまいります。
---------------------	---